

No.271 2016.11.14

連帯

学校事務職員労働組合神奈川 (がくろう神奈川)

横浜市港北区篠原台町36-28-602

TEL/FAX 045-434-2114 http://gakurou.gjpw.net/

'16 賃金交渉の現状とゆくえ

誠実な提案を行わない県当局を追及

今年の賃金確定交渉はここまで第3回交渉を終えたが、全く行方が分からないままである。県は財政状況を理由に、人事委員会勧告に基づく賃上げ実施さえ明言しない。強く抗議するとともに、実態ある提案・賃金交渉を要求している。

県教委は、基本給・地域手当・一時金について「財政状況が例年以上に厳しいので、ぎりぎりまで見極める必要がある」と繰り返すばかりで、内容ある提案がないまま今に至っている。過去3年同じパターンだ。財政状況については六百数十億円

の不足と説明。しかし、同様に財政状況を理由に提案を引き延ばしていた15年度の実績は、一転して670億円の黒字だったという。「厳しい財政状況」の中身は不透明極まりない。

基本給といった賃金交渉の根幹については明言を避けながらその一方で、安倍政権の「女性活躍」政策を背景とする扶養手当の見直し(女性の

低賃金労働市場への叩き出しとして配偶者扶養手当を減額し、子の扶養手当を増額)は、実施した

この双方を見ていると、県の主体性のなさが浮き彫りになって来る。

臨任・非常勤職員への人事評価は競争主義だ

組合が重要課題として毎年取り組んでいる臨時的任用・非常勤職員の賃金・処遇改善について

は、今のところ前進の気配が見えない。しかし一方で、これら任期付職員に対しても人事評価制度を導入し、評価結果を賃金に反映させたいと提案してきた。

常勤職員に導入されている人事評価制度と賃金

への反映について従来県は、「いたずらに差をつける趣旨ではない」とし、人材育成の観点を強調してきた。つまり単年度での良し悪しでなく、数年のスパンで見つめる前提のはずだ。

今年もやります！ 全学労連中央行動

全国の学校事務職員労働の連絡団体・全学労連は、今年も秋季中央行動に取り組みます。

今年「チーム学校」についての議論を深めその本質を明らかにするとともに、関連して進められようとしている共同実施や職務内容の法制化を止めるべく、国会議員を中心とした要請行動を展開します。

学校事務解体攻撃と闘う全学労連の取り組みを、ぜひご支援ください。

しかし短期雇用である任期付職員への導入とすれば、そうした趣旨は見いだせない。これでは人材育成の為の人事評価などではなく、低賃金に押し込めて置きながらわずしかばかりの報奨を巡って競わせようという、競争主義そのものだ。教育の場に大切な共同、協業など望むべくも無くなってしまう。組合は撤回を強く求めている。

今さらなにが「チーム学校」だ！ 「協働」を阻害する教育改革反対！ 全学労連 秋季中央行動

11月25日(金)
10:00~13:00 省庁・地方団体・国会議員要請
13:30~16:30 集会(参議院議員会館B107)
17:15~18:30 デモ行進(日比谷公園霞門発)
※集会・デモは全学労組と共催

地裁勝利判決へ 最後の「ご支援を！」

(当該・S)

8月23日、30日に証人尋問が行われました。2日とも大変暑い中、たくさんの方々に傍聴に来ていただき、誠にありがとうございました。そして私の裁判において、とりわけ多くの勇気とお力、知識をいただき証人に立っていただいた永山さんには、感謝せずにはいられません。本当にありがとうございます。

23日は相手方の証人というところで、私が免職になる時に顔を合わせた人たちと今一度顔を合わせる日になりましたが、新採用のころあれだけ恐く感じていた市教委の人たちも今見ると恐くは感じず、逆に弁護士の方の頼もしさを目の当たりにする日になりました。

30日の本人尋問では前日から緊張して眠れな

いほどでしたが、いざ証人として座ってみると私の前に証人に立っていたのだいた永山さんより、学校事務の現実と建前について明確に違うということを証言していただいたこと、加えて、傍聴していただいている皆様のおかげで緊張することなく臨めたと思います。勝利に向けて一歩前進出来たと感じています。

裁判が始まって3年近く、皆様にはたくさんのご支援をいただいていた。ようやく1つの山場を超えたと感じています。しかしながら、結果が出るまではほっとできないのもまた事実です。是非次回、12月15日の弁論で判決に向けての最後のひと押し、今一度お力をお貸しください。よろしくお願ひします。

**冬の一時金
カンパのお願い**
賃上げ、非正規雇用職員の待遇改善、共同実施反対等に取り組んでいます。皆さんのご支援をお願いします。
郵便振替
00260-7-8428

横浜政令市移管その2

係長も事務長も

いらない!

横浜市教委は11月1

日移管に係る交渉で、来年度からの新たな庶務事務システムの操作研修などについて提案。また前回情報提供として示した担当係長・事務長についての設置方針を示した。これまでの学校事務職員制度を全く反故にする内容を認める訳にはいかない。労働条件の一方的引き下げを許すな!

春から始まった交渉の中で、大きな問題だったのが「県費負担教職員全体としての給与水準は移管後も維持する」としながら、学校事務職員・栄養職員については市行政職給料表を適用し、1級から3級に格付ける、として大幅な賃銀切り下げを提案してきた事。もう一つが、事務職員について「選考のうえ、4級への格付けを可能とする」とい

うものだった。勤務実績と関わりが無い事を理由に5級・6級昇格を外されてきた私たちとしては当然にも問題とせざるを得ない。

係長・事務長としての4級

前回「学校事務体制の強化を目的として」小中学校に方面事務所を兼務する担当係長、特別支援学校には事務長を「それぞれ配置」という方針が示された。そして今回、係長には学校事務支援業務を担ってもらう、共同実施校全てを兼務発令、「手を挙げてもらって選考」などが検討されていることを明らかにした。担当係長が人事評価の一次考課者になることもありうる様だ。

事務職員の間には差別分断を導入するだけでなく、権力的な指導被指導の関係などまっぴらごめん。みんなの力ではね返そう!

自衛隊への新任務付与に反対する

殺し殺されないうために

政府は20日に現地に向け出発する南スーダンPKO自衛隊交代部隊に対し、「駆け付け警護」「宿営地の共同防衛」の新たな任務を与える方針を決め、15日にも閣議決定を行おうとしている。7月に大統領派と副大統領派との間で大規模な戦闘が行われ、270人以

上の死者が出た。中国派遣のPKO要員が2人殺されてもいる。その後も小規模の戦闘が絶えない。「紛争当事者間の停戦合意が成立」などのPKO参加5原則が成立していない状況だ。にも関わらず、安倍政権は「戦闘行為」を「衝

共済組合は個人番号を収集するな

「公立共済かながわ(16年10月)に「平成29年1月からマイナンバーを収集します」とあった。既組員については地方公共団体情報システム機構や収集済みの県・市町村等から取得するという。

しかし、何のために、何に使うために、共済組合員の個人番号をあつめるのか、またそれは組合員にどのようなメリット・デメリットをもたらすのか、それらを明示しないので一方的に取得するのはおかしい。個人番号は私たちを監視・管理する道具であり、様々

な問題点が指摘されている。がくろうは神奈川支部に「収集するな」と申し入れている。

弔意の強制はNO!

三笠宮の死去に伴い「弔意の表明」を求める通知が国から発出された。それを受け11月4日の斂葬の儀当日は、国や県市町村の施設の「日の丸」が半旗になった。「日の丸」を常時掲揚している学校も半旗に。皇族の死に関して弔意を表明(半旗や哀悼の意を示す)することに何の法的根拠もな

突、「武力行使」を「武器の使用」、「戦争状態」ではなく「比較的落ち着いた状態」などと詭弁を弄している。3月に施行された「戦争法」の初の発動を急いでいるのは何故か? 「駆け付け警護」の手当1回6~7千円ということまで検討しているという。

この3日は現憲法公布70年の記念すべき日だった。アメリカの戦争を支えた事実を拭い去れないが、ともかく戦争をしないので来られた。安倍はこれに終止符を打ち、新たな戦前に替えようとしている。自衛隊員が殺される、逆に現地の人を殺す危険はすでに想定内、利用の対象なのだ。

い。神話に起源をもつ皇族の歴史と存在を「言祝ぎ」進んで哀悼の意を表明してゆくという「付度」する輩のあり方が浮き彫りになってはいないか。主権者が「弔意の表明」を強制されるいわれはない。学校がそれを行ってはならない。